

ブラジル商標法について

2016年8月31日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに



(外務省 HP・地域別インデックスより引用)

ブラジル連邦共和国は BRICs の一国として注目を集めている、南米大陸最大の面積を誇る連邦共和制の国家であり、近年著しい経済発展を遂げている。

2008 年のリーマンショックに端を発した世界的金融危機においても、他の中国・インドに比べると落ち込んだものの、ブラジル経済は比較的堅調であった。今後 20 年間、労働力人口増加するとの予測もある。

また、ブラジル国内に於ける商標出願／登録数も増加の一方であり、2006 年を境に急激に出願数が増えている。2016 年はオリンピック開催ということもあり、五輪関連の商標登録も増えている。

1923 年に商標登録の許可を開始して以来、ブラジル国内の商標を管轄してきたのが国立産業財産権庁 (National Institute of Industrial Property : INPI) である。長年、この INPI の審査期間の遅さ (出願一件に対して平均して 3~4 年) が問題となっていたが、急激な商標出願増加に伴い、審査官の増員やデータベースの改善、商標分類法の見直しや 2006 年以降のペーパーレス化・オンライン出願制度新設などの対応で改善を図っている。

ブラジルは、日本企業が非アジア新興国の中で最も有望視する成長市場であるが、優位に事業展開をすすめていくには、現地の法制度を把握し、知的財産権を戦略的に活用することが肝要である (特に商標権は、新興国でありがちな偽ブランド・模倣品の排除にとっても有用)。

本資料が、お客様の事業の海外展開の助けとなれば幸いです。

1. 商標について

ブラジルでは、憲法であるブラジル大憲章において産業財産権の保護が規定されており、商標権は第 5 条第 29 項に記されている。また法律では、産業財産権法の中で規定されている。

(1) 商標とは (ブラジル産業財産法 第 122 条)

ブラジルでは、「**視覚的に認識可能な標識**であって、十分な識別性を有し、法的に禁止されていない限り、商標としての保護を受けることができる」と消極的に定義されている。

この定義に合致しない匂いや味覚等の感覚的商標は、現時点では保護の範囲からは除外されるであろうと解釈されるものの、将来的に感覚的商標を視覚的に認識できるようになった際にこれらの保護がなされないというわけではない。

..... (全 11 ページ).....

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。